

諫早市社会福祉協議会ボランティア団体助成事業要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人諫早市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が諫早市内のボランティア団体の運営が円滑に行われるようその費用の一部を助成し、もって諫早市のボランティア活動の振興及び住民の福祉の啓発と参画を図ることを目的とする。

2 前項に規定するボランティア活動とは、その活動が市民の自発性によって行われ、公共の利益に資するものをいう。

(助成対象団体)

第2条 助成対象団体は、次の各号のすべてに該当する団体とする。

- (1) 本会のボランティアセンターに登録する団体
- (2) 当該年度4月1日において団体を組織化して6カ月以上経過し、また諫早市内でその活動が継続して6カ月以上行われていること。
- (3) 自由な意志に基づき実践されているものであること。
- (4) 金銭や名誉の対価を求めないものであること。
- (5) 営利活動、宗教活動、政治活動のいずれにも結びつく活動でないこと。
- (6) 介護保険法又は障害者総合自立支援法に定める各サービスを提供することにより、当該制度から給付を受けていない団体
- (7) 国又は地方公共団体の出資によって設立、運営されている法人でないこと。
- (8) 本会から他に助成金等の交付を受けていない団体
- (9) 団体の活動が自主的に行われ、また団体の運営にあたって自主財源の確保に努めている団体
- (10) 団体の構成人員が3人以上であること。

(助成対象活動)

第3条 助成の対象となる活動は、主たる活動が諫早市内で行われる活動であって、次の各号のいずれかに該当する活動であること。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 災害救援活動
- (7) 地域安全活動
- (8) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (9) 国際協力の活動
- (10) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (11) 子どもの健全育成を図る活動

- (12) 情報化社会の発展を図る活動
- (13) 科学技術の振興を図る活動
- (14) 経済活動の活性化を図る活動
- (15) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (16) 消費者の保護を図る活動
- (17) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(18) その他、本会会長が必要と認める活動

2 前項の各号に定める活動は、団体の会員内での活動にとどまらず、諫早市内の住民に貢献する活動でなければならない。

(対象となる活動の期間)

第4条 対象となる活動の期間は、当該助成年度の4月1日から3月31日までとする。

(助成対象経費)

第5条 助成の対象となる経費については、次の各号に定めるものとする。

(1) ボランティア活動費（ボランティア活動保険料を除く。）

(2) ボランティア活動保険料

(助成額)

第6条 ボランティア活動費の助成額は30,000円（申請団体の予算額が30,000円を超えない場合は、申請団体の予算額内）を限度とする。

2 ボランティア活動保険料の助成額は、ボランティア活動保険の最低掛金に当該助成年度の5月末における申請団体の加入者数（100人を限度とする。）を乗じた額を限度とする。

3 本要綱でいうボランティア活動保険とは社会福祉法人全国社会福祉協議会が一括して保険会社と締結する団体契約のボランティア活動保険をいう。

(申請方法)

第7条 諫早市社会福祉協議会ボランティア団体助成事業（以下「本事業」という。）の申請方法は、次のとおりとする。

(1) ボランティア活動費助成の申請団体は、ボランティア団体助成金交付申請書（様式第1号）を本会会長に提出するものとする。

(2) ボランティア活動保険料助成の申請団体は、前号に記載の書類及びボランティア活動保険加入申込書の写しを、本会会長に提出するものとする。

(助成金の決定及び交付)

第8条 前条の規定による申請があったときは、本会会長が当該申請に係る書類を審査し、適正と認めるときは、助成金の交付を決定し、申請団体に通知をするものとする。

(事業報告)

第9条 助成団体は、当該年度の活動終了後速やかにボランティア団体活動実施報告書（様式第3号）を本会会長に提出するものとする。

2 本事業の助成の決定通知を受けたもの（以下「助成団体」という。）については、団体名、代表者名、助成金額、資金使途等について公表できるものとする。

3 助成団体は、ボランティア団体助成金請求書（様式第2号）を本会に提出するものと

する。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月5日から施行し、平成18年度の助成金から適用する。

この要綱は、平成19年7月6日から施行し、平成19年度の助成金から適用する。

この要綱は、平成20年5月23日から施行し、平成20年度の助成金から適用する。

この要綱は、平成20年10月17日から施行し、平成21年度の助成金から適用する。

この要綱は、平成21年5月1日から施行し、平成21年度の4月1日助成金から適用する。

この要綱は、令和2年7月13日から施行し、令和2年度の4月1日助成金から適用する。